



平成 27 年 7 月 17 日

各 位

株 式 会 社 ハ ニ ー ズ  
代 表 取 締 役 社 長 江 尻 義 久  
(コード番号 2792 東証一部)  
取 締 役  
問 い 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 西 名 孝  
管 理 本 部 長  
電 話 番 号 0 2 4 6 - 2 9 - 1 1 1 1 (代 表)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 7 日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 27 年 8 月 18 日開催予定の当社第 37 回定時株主総会において承認されることを条件として「監査等委員会設置会社」への移行を決議しておりますが、これに伴い、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が法制化されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、「監査等委員会設置会社」へと移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会にかかる規定の新設、ならびに監査役および監査役会にかかる規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう会社法第 426 条および同第 427 条に定める取締役の責任免除制度に基づき、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨を、第 30 条(取締役の責任免除)として新設するものであります。なお、第 30 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 機動的な配当政策および資本政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会の権限において決定できるよう第 35 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、これに伴い、現行規定第 39 条(中間配当)を削除するものであります。
- (4) 上記のほか、条数等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

本定款変更の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 8 月 18 日(火)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 8 月 18 日(火)

## 定款変更の内容

※変更箇所は下線で示す。

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <u>(2) 監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (削 除) (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>5名以内とする。</u> <u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役は、株主総会において区別して選任する。</u> 2 <u>取締役 (監査等委員である取締役を含む。)</u> の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 <u>取締役 (監査等委員である取締役を含む。)</u> の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	定款変更案
<p data-bbox="264 185 775 271">2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="424 309 539 336">(新 設)</p> <p data-bbox="201 465 536 492">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="188 497 775 555">第23条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p data-bbox="264 591 775 676">2 取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="201 743 561 770">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="188 775 775 860">第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p data-bbox="264 869 775 954">2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="424 963 539 990">(新 設)</p> <p data-bbox="201 1084 440 1111">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="188 1115 775 1236">第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="264 1240 775 1326">2 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="201 1366 466 1393">(取締役会の決議方法等)</p> <p data-bbox="188 1397 775 1482">第26条 取締役会の決議は、議決に加わることでできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="264 1491 775 1671">2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることでできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p data-bbox="284 1680 775 1738"><u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="424 1800 539 1827">(新 設)</p> <p data-bbox="201 1989 370 2016">(取締役会規程)</p> <p data-bbox="188 2020 290 2047">第27条</p> <p data-bbox="424 2051 539 2078">(条文省略)</p>	<p data-bbox="880 185 1391 304">3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="880 313 1391 432">4 <u>監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年後の定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p data-bbox="817 465 1152 492">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="804 497 1391 582">第23条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p data-bbox="880 591 1391 710">2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p data-bbox="817 743 1177 770">(取締役会の招集権者および議長)</p> <p data-bbox="804 775 906 801">第24条</p> <p data-bbox="1024 806 1168 833">(現行どおり)</p> <p data-bbox="1024 869 1168 896">(現行どおり)</p> <p data-bbox="880 963 1391 1048">3 <u>前2項の規定にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p data-bbox="817 1084 1056 1111">(取締役会の招集通知)</p> <p data-bbox="804 1115 1391 1236">第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="880 1240 1391 1326">2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p data-bbox="817 1366 1082 1393">(取締役会の決議方法等)</p> <p data-bbox="804 1397 906 1424">第26条</p> <p data-bbox="1024 1429 1168 1456">(現行どおり)</p> <p data-bbox="880 1491 1391 1671">2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることでできるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p data-bbox="817 1769 1008 1796">(業務執行の委任)</p> <p data-bbox="804 1800 1391 1953">第27条 <u>取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第6項の規定に基づく重要な業務執行（同条第5項に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p data-bbox="817 1989 986 2016">(取締役会規程)</p> <p data-bbox="804 2020 906 2047">第28条</p> <p data-bbox="1024 2051 1168 2078">(現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p>(削 除)</p>
<p>(員数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(監査役会規程)  <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報酬等)  <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会)  <u>第31条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程)  <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(事業年度)  <u>第37条</u></p>	<p>(事業年度)  <u>第34条</u></p>
<p>(条文省略)</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)  <u>第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第38条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u>  (新 設)  <u>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)  <u>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u>  <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。</u>  <u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)  <u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当(配当財産が金銭であるものに限る。以下同じ。)をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	定款変更案
(剰余金の配当等の除斥期間) 第 <u>40</u> 条 (条文省略)	(剰余金の配当等の除斥期間) 第 <u>37</u> 条 (現行どおり)

以 上